

移動等円滑化取組計画書（乗合バス車両）

令和3年6月24日

住 所 東京都八王子市明神町3-1-7

事業者名 西東京バス株式会社

表者名（役職名及び氏名）

取締役社長 井上 晋一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

・当社が保有する乗合バス車両における、2021年3月末時点のノンステップバス導入状況は、乗合バス281台（一般路線273、高速5、空港連絡3）中265台に導入され、適用除外車両8台（高速5、空港連絡3）を除いた一般路線車両の導入率は97.1%となっている。

今後は、適用除外車両を除く未実施車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進し、可及的速やかに全ての置き換え可能な乗合バス車両をノンステップバスに置き換える予定でいる。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

当社で一番利用者の多いJR八王子駅及び京王八王子駅バスターミナルにおいては、常時、案内係員を自主費用で配置し、高齢者、障害者等への案内誘導を行っており、案内係と直接会話できることから分かり易いと好評を得ているので今後も継続する。

八王子市と連携し、中心市街地の循環路線を2021年秋に開設、商業施設・公共施設への移動円滑化を図る。

移動等円滑化に関する措置

旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ワンステップバス更新と併せてノンステップバスに置き換え、乗合バス車両のノンステップ化を推進していく。

旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・乗務員が求めに応じて提供する設備の役務の提供 ・設備を用いた情報提供 ・乗務員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者からの求めに対して筆談用具を用いて応じられるよう、マニュアルを用いて職員の教育・訓練を実施する。 ・主要駅及び主要バス停に案内表示器を 44 箇所設置し、情報を文字と音声にて提供する。また定期的なメンテナンスを実施する。 ・車椅子固定用装置やスロープ板等による必要な役務の提供を行えるように、マニュアルを用いて乗務員の教育・訓練を実施する。

高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降に付いて案内広報	<ul style="list-style-type: none"> ・限定されたバス路線では、バス車内に自主費用で「車内安全案内係員」が便乗し、バス乗車の方の介助や特に高齢車の方には走行中の座席移動やバスが停車するまでの着席案内等を行っている。 ・バス車内での受傷事故を防止するため、乗降方法、着席方法等を車内放送やポスターを掲示し、あらゆる機会を通し広報している。 ・JR八王子駅バス乗り場では、ご利用の方にパンフレットを直接手渡ししながら車内転倒防止のお願いをしている。

高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・JR八王子駅及び京王バスターミナルをはじめ各JR駅ターミナルにおいては、バス停に電光掲示板(案内表示器)を設置、音声でバス到着時間等を案内している。

移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	<ul style="list-style-type: none"> ・乗務員を対象とした、高齢者、障害者の方の乗降支援に関するマニュアルを基に研修会を開催する。(2021年度)

高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・車両への障害者用施設の適切な表示	・高齢者、障害者等施設であることを車両に確実に表示する。 2019年度導入車両より優先席シートの柄を変更する。

移動等円滑化の促進のため と併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・当社が管理する停留所の上屋、ベンチの設置は、八王子基本構想に基づく公共交通特定事業として実施しており、利用者も多い停留所 157 箇所に上屋とベンチを設置している。(2021年3月末) バス停の上屋は、今後も設置場所や利用実態を勘案して設置を検討していく。 ・職員のバリアフリーに対する理解を図るべく定期的に研修会を行う。

前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
車両代替計画	車両代替計画を3年間凍結した。	新型コロナウイルス感染拡大に伴う、人流減少による収益悪化により。

計画書の公表方法

当社ホームページに掲載

その他計画に関連する事項

<p>中期的な対応方針に記載された事項については、当社の中期経営計画に位置付けられているが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う減収により一部が先送りされる。 (ノンステップバスへの切り替え・安全案内係員の継続・到着案内装置の継続)</p>
--

注1 には、 について前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 には、本計画書の公表方法(インターネットの利用等)について記入すること。

3 には、 の欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

<p>担当者： 西東京バス株式会社 安全推進部 安全運行担当 西村 安夫 042(646)9046</p>
